

○証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号） 別紙様式 1

改正案	現行
(別紙様式 1) 第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] 年 月 日 社印 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ㊤ 1 ～ 4 (略) (記載上の注意) 1 法第 156 条の 24 第 2 項の申請書又は法第 156 条の 28 第 3 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、代表者の役職氏名欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 2 業務の状況 (1)～(11) (略) (12) 固定資産明細表 貸借対照表の資産科目の種類別に記載すること。 前期末残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高の欄は、当該資産の取得原価を記載すること。 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、差引当期末残高の欄に記載すること。 資産を再評価した場合には、当該再評価差額については、当期増加額又は当期減少額の欄に括弧書で記載すること。 3 ～ 5 (略)	(別紙様式 1) 第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] 年 月 日 社印 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ㊤ 1 ～ 4 (略) (記載上の注意) (新設) 1 業務の状況 (1)～(11) (略) (12) 固定資産明細表 貸借対照表の資産科目の種類別に記載すること。 前期末残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高の欄は、当該資産の取得原価を記載すること。 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、差引当期末残高の欄に記載すること。 資産を再評価した場合には、当該再評価差額については、当期増加額又は当期減少額の欄にかっこ書きで記載すること。 2 ～ 4 (略)

○証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号） 別紙様式 2

改正案	現行
(別紙様式 2) 第 期中間決算状況表 [年 月 日から 年 月 日まで] 年 月 日 社印 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ㊤ 1 ~ 2 (略) (記載上の注意) 1 法第 156 条の 24 第 2 項の申請書又は法第 156 条の 28 第 3 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、代表者の役職氏名欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 2・3 (略)	(別紙様式 2) 第 期中間決算状況表 [年 月 日から 年 月 日まで] 年 月 日 社印 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ㊤ 1 ~ 2 (略) (記載上の注意) (新設) 1・2 (略)